

交渉場閣を妨げ、交番所を襲い、民家等自動車に殴打するといふ悪質な行為があつて、これが労働運動の過激化でもあるのかと考へてゐる。部分子の行動は、昔の百姓のなしの撲一撲にもの無能制、無秩序を基盤するものであつて、われくはそのすべてを軽蔑するものであります。特に教育機関の取扱いは、昔の百姓のなしの撲一撲にもの無能制、無秩序を基盤するものであつて、われくはそのすべてを軽蔑するものであります。特に教育機関の取扱いは、昔の百姓のなしの撲一撲にもの無能制、無秩序を基盤するものであつて、われくはそのすべてを軽蔑するものであります。(拍手) その通り。

以上、白鳥事件あるいは派生所襲撃事件、税務署襲撃、製造関係者に対する暴行傷害事件は、すべて二連の問題があります。おいて断固として容認し得ぬところであります。(拍手) その通り。

大事件に対しでは、自由と文明の名に處するものであります。特によく、その暴力事件の結果が一体どうなるかをたとえても、必ず暴力事件があると思われるのであつて、今後さ

る事件に対しては、少年として特別な保護を受けるし、また未成年者であるから若者に本名が用なれ、たいてい仮名にあれば、だから恥にはならないから大いにあれば、それと協力されたというこ

とあります。理想的に未完成なり、すべて一本立ちのできない高校生が、労働組合の集団行動に加わる、はたしていいものであるかどうか。米田においては、未成年者がこうした種類の行動に参加することは禁じられて

いるのであります。日本においてはいかなる解釈をとつておられるのか、この機会に明らかにしていただきたいのであります。

次に労働大臣にお尋ねします。聞くところによりますれば、本年のメーデーには各所に暴行事件が発生するのではありませんか、なぜかとされないのであります。

お尋ねします。聞くところによると、近畿地方に於ける暴行事件は、労働組合の健全な發展を妨げるために、秩序あるメーデーの行われることを望むものであります。最近一部尖鋭分子のため、や

ります。われくは、労働組合の健全な發展を妨ぐる行為が、労働組合の健全な發展を妨ぐる行為が、労働組合の健全な發展を妨ぐる行為が、労働組合の健全な發展を妨ぐる行為が、

は、既に許すべからざるものでござります。いたずらに方針を持っておぬのであります。ことにこの機会に申し上げたことは、この起らないようにいたずら考究なことは、

いたずら考究なことは、これを利用して、いよいよ労働組合の活動を強制する考究なことは、

いたずら考究なことは、これは以前よりは、總同門及び總評議會とも寄り寄せられ、相談いたしております。両方と

含まれているのであります。逮捕され

問題に対して、政府は今のうちから何らかの方法を講じておかなければならぬと思ふのであります。すなわち、労働組合の幹部とともに労働大臣が懇談して、本年の一ヶ月を秩序あるメーデーを持つて行かなければならぬと思つてあります。

たゞこのことは、まことに道義に存ずる次第であります。

そこで私は要請致し、ついでに「手招手」をして、それで極端な破壊活動に出でたりまして、これらの点についても労働大臣の意見を承りたいのであります。

以上、私の緊急質問を終ります。(拍手)

・國務大臣木村篤太郎君登壇

○國務大臣木村篤太郎君 お答えい

たします。

・國務大臣木村篤太郎君登壇

○國務大臣木村篤太郎君 お答えい

たします。

この機会に明らかにしていただきたいのであります。

最近各所に暴力行為が行われることには、まことに遺憾であります。白鳥事件といい、印西事件といい、かよ

うな暴力行為といふものは、平和民

主闘家建設途上において許さるべきではないことはもちろんであります。

この起らぬようには、常に努力をこながい」と思ふのであ

ります。われくは労働組合の健全なる希望をこいながらおるのであります。おそらく将来においては、それは非常

なことはなかろうと思ひますが、これであります。われくは労働組合の健全なる希望をこいながらおるのであります。おそらく将来においては、それは非常

なことはなかろうと思ひますが、この機会に特にこいねがうう次第であります。おそらく将来においては、それは非常なことはなかろうと思ひますが、この機会に特にこいねがうう次第であります。おそらく将来においては、それは非常

なことはなかろうと思ひますが、この機会に特にこいねがうう次第であります。おそらく将来においては、それは非常なことはなかろうと思ひますが、この機会に特にこいねがうう次第であります。おそらく将来においては、それは非常なことはなかろうと思ひますが、この機会に特にこいねがうう次第であります。

いたずら考究なことは、これを利用して、いよいよ労働組合の活動を強制する考究なことは、これは以前よりは、總同門及び總評議會とも寄り寄せられ、相談いたしております。両方と

・國務大臣木村篤太郎君登壇

○國務大臣木村篤太郎君 お答えい

たします。

この機会に特にこいねがうう次第であります。おそらく将来においては、それは非常なことはなかろうと思ひますが、この機会に特にこいねがうう次第であります。おそらく将来においては、それは非常

なことはなかろうと思ひますが、この機会に特にこいねがうう次第であります。おそらく将来においては、それは非常なことはなかろうと思ひますが、この機会に特にこいねがうう次第であります。

いたずら考究なことは、これを利用して、いよいよ労働組合の活動を強制する考究なことは、これは以前よりは、總同門及び總評議會とも寄り寄せられ、相談いたしております。両方と

こと最近におきまくる税務署襲撃事件、これはわれく最も重大視しておるのであります。しかして、二月二十三日の京都騒擾事件、これにつきましても、われくは、特審局に

二十三日の京都騒擾事件、これにつきましては、われくは、特審局に

二十三日の京都騒擾事件、これにつきましては、われくは、特審局に

いたずら考究なことは、これを利用して、いよいよ労働組合の活動を強制する考究なことは、これは以前よりは、總同門及び總評議會とも寄り寄せられ、相談いたしております。両方と

こと最近におきまくる税務署襲撃事件、これはわれく最も重大視しておるのであります。しかして、二月二十三日の京都騒擾事件、これにつきましては、われくは、特審局に

二十三日の京都騒擾事件、これにつきましては、われくは、特審局に

二十三日の京都騒擾事件、これにつきましては、われくは、特審局に

いたずら考究なことは、これを利用して、いよいよ労働組合の活動を強制する考究なことは、これは以前よりは、總同門及び總評議會とも寄り寄せられ、相談いたしております。両方と

こと最近におきまくる税務署襲撃事件、これはわれく最も重大視しておのであります。しかして、二月二十三日の京都騒擾事件、これにつきましては、われくは、特審局に

二十三日の京都騒擾事件、これにつきましては、われくは、特審局に

二十三日の京都騒擾事件、これにつきましては、われくは、特審局に

いたずら考究なことは、これを利用して、いよいよ労働組合の活動を強制する考究なことは、これは以前よりは、總同門及び總評議會とも寄り寄せられ、相談いたおります。両方と

こと最近におきまくる税務署襲撃事件、これはわれく最も重大視しておるのであります。しかして、二月二十三日の京都騒擾事件、これにつきましては、われくは、特審局に

二十三日の京都騒擾事件、これにつきましては、われくは、特審局に

二十三日の京都騒擾事件、これにつきましては、われくは、特審局に

いたずら考究なことは、これを利用して、いよいよ労働組合の活動を強制する考究なことは、これは以前よりは、總同門及び總評議會とも寄り寄せられ、相談いたております。両方と

こと最近におきまくる税務署襲撃事件、これはわれく最も重大視しておるのであります。しかして、二月二十三日の京都騒擾事件、これにつきましては、われくは、特審局に

二十三日の京都騒擾事件、これにつきましては、われくは、特審局に

二十三日の京都騒擾事件、これにつきましては、われくは、特審局に

いたずら考究なことは、これを利用して、いよいよ労働組合の活動を強制する考究なことは、これは以前よりは、總同門及び總評議會とも寄り寄せられ、相談いたております。両方と

官報(号外)

3

も、幹部におきましては、御承知のとく、今日は大体正常なる組合運動の線に沿っておりますので、このメーテーにおいて左翼分子の蠢動ながらむるべく協議を進めておる次第であります。(拍手)

第一 郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 本件は、郵便為替法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。

郵政委員長關義一君。

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律

郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の次に次の一條を加える。

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律

郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の次に次の一條を加える。

郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法案

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法案

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法案

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法案

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法案

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法案

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法案

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法案

官報(号外)

第一條 この法律は、特殊土じょう地帯に対し、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立し、それに基く事業を実施することによって、特殊土じょう地帯の保全と農業生産力の向上などを目的とする。

(特殊土じょう地帯の指定)

第二條 内閣総理大臣は、特殊土じょう地帯対策審議会の意見をきいて、しばしば台風の来襲を受け、雨量がきわめて多く、且つ特殊土じょう(シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等特殊な火山噴出物及び花崗岩風化土その他特ににしょく力をもつていている都道府県の区域の全部又は一部を特殊土じょう以下同じ)でおおわれ地形上年災害が生じ、又は特殊土じょうでおおわれてしまつたや農業生産力が著しく劣つて、その旨を公示しなければならない。

(特殊土じょう地帯対策事業計画の設定)

第三條 内閣総理大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第四條 内閣総理大臣は、特殊土じょう地帯対策審議会の意見をきいて、第一條の目的を達成するため必要な特殊土じょう地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を定める。

2 内閣総理大臣は、前項の事業計画を定めたときは、これを関係都道府県知事に通知するものとする。

3 事業の実施

4 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

5 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

6 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

7 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

8 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

9 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

10 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

11 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

12 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

13 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

14 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

15 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

16 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

17 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

18 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

19 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

20 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

21 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

22 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

23 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

24 第一條前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの除外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、國、地方公共團体その他の者が実施するものとする。

十一 市町村議会議長 二人

十二 農業者の団体を代表する者

十三 地方公團体の委員会 三人以内

十四 道府県知事 三人以内

十五 法律第二十六号 又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の教授 二人

十六 地域対策審議会 三人以内

十七 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第号)の規定によりその権限に属する者

十八 設置及び権限

十九 (国の予算への経費の計上)

二十 関係地方公共團体その他の者は、第三條第一項の事業計画における一項の事業計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

二十一 (特別な助成)

二十二 政府は、毎年度、國の財政の許す範囲内において、第三條第一項の事業計画による事業を行ふ地方公共團体その他の者に對し、地方財政法(昭和二十三年法律第十九号)第十條の規定に基く補助金の交付の規定に基く補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあつ旋して、その他必要と認める措置を講ずることができることである。

二十三 (審議会と zwar)

二十四 (審議会と zwar)

二十五 (審議会と zwar)

二十六 (審議会と zwar)

二十七 (審議会と zwar)

二十八 (松本一郎君登壇)

二十九 (松本一郎君登壇)

三十 (松本一郎君登壇)

三十一 (松本一郎君登壇)

三十二 (松本一郎君登壇)

三十三 (松本一郎君登壇)

三十四 (松本一郎君登壇)

三十五 (松本一郎君登壇)

三十六 (松本一郎君登壇)

三十七 (松本一郎君登壇)

三十八 (松本一郎君登壇)

三十九 (松本一郎君登壇)

四十 (松本一郎君登壇)

四十一 (松本一郎君登壇)

四十二 (松本一郎君登壇)

四十三 (松本一郎君登壇)

四十四 (松本一郎君登壇)

四十五 (松本一郎君登壇)

底答の詳細は速記録に譲ることといた

し、次にその要點のみを申し上げることといたします。

第一に、日下成案を得つてある専士

総合開発法の一部を改正する法律案と

切り離して本法案を提出せねばならぬ

理由いかんとの質問に対しましては、

国土総合開発法中に規定せる特定地域

の中に、本法案でいう特殊土壤地帯と

その一部は含まれますが、大部分の地

帶は特定地域外にわたるものであつ

て、本法案の制定により、より強力

に河川地帯に対する災害防除及び振興

に関する措置を確立実施し、民生の安

定、财产の保全をはかりたいとの答弁と

であります。

第二には、本法案第九條において

は、渡航と本事業計画を実施するため

に必要な経費を毎年度予算に計上しな

ければならぬことを規定してあるのみ

であるが、本予算は具体的にはいかに

計上されるかとの質問に対しまして

は、本事業計画実施のための予算は

第九條にも明記されてあること、預

り金の予算の許す範囲内において計上され

るものであつて、決して強制的な性質

のものではない、しかして本事業計画

は、その性質上、道路、河川、砂防あ

るいは農耕改良等、相当広範圍にわた

るものであり、従つてその予算はお

そろの建設、農林省の予算に計上さ

れるものと思われるとの答弁でござい

ました。

かくして、一九六〇年、討議を省略して採決に入り、全会一致をもつて原案通り可決いたした次第であります。
以上、きわめて簡単に御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました

す。法案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

認めます。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました(拍手)

○副議長(岩本信行君) 遷民登録法施行法案(賛成

賛成作員外三名提出)

第四 工場抵当法及び醸業抵当法

の一部を改正する法律案(内閣

提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第三、住

民登録法施行法案、日程第四、工場抵

当法及び醸業抵当法の一部を改正する

法律案、委員長の報告を求めます。法

務委員長佐瀬昌三君

住民登録法施行法案

・住民登録法施行法案

・住民登録法施行法案

・住民登録法施行法案

(目的)

第一條 この法律は、住民登録法(昭

和二十六年法律第二百八十九号。以

下法)といふの施行の際現に市町

村の区域内に住所を有する者につ

いて法の規定によりなすべき最初

の登録に關し、必要な事項を定

め、その完全な実施を図ることを

目的とする。

(住民票の作製)

第二條 市町村は、法施行の際現に

その区域内に住所を有する者につ

いて、運輸なく住民票を作製しな

ければならない。

1 前項の住民票には、法第四條第
二項から第七項までに掲げる事項
を、法施行の日の午前零時現在の
事実に基いて記載しなければなら
ない。

(届出)

3 第七條 市町村は、最初の登録の正
確な実施を圖るため、政令で定め
るところにより、調査員を置かね
ければならない。

4 前項に規定するものの外、寄留
法の廃止に伴う必要な経過規定
は、政令で定める。

5 法務府設置法(昭和二十二年法
律第一百九十三号)の一部を次のよ
うに改正する。
第一條第三項中「戸籍」の下
に「住民登録」を加える。

6 沖縄関係事務整理に伴う戸籍、
恩給等の特別措置に関する政令
は、「管掌する」を「管掌し、又は
管理すべきもの」と、「管掌する」を
「管掌する」を「管掌し、又は
管理する」に、同條第三項中「寄留事
務」を「住民登録事務」に改め、同條

記載その他これらに附帯する事務
を行ふ。

3 調査員は、市町村の事務所外で

前項の調査を行うときは、その身
分を示す証票を携帶し、関係人に
呈示しなければならない。

(罰則)

4 九條から第二十一條までの規定を
準用する。

5 第四條 第二項の規定により記載すべき
事項を届け出なければならない。

6 前項の届出については、法第十
二条から第二十二条までの規定を
準用する。

7 第八條 正當な理由がなくて期間内
にすべき届出をしない者は、五百

円以下の過料に処する。

8 第二十九條第三号及び第四号中
「所在」を「住所」に改める。

9 第三十條第二項中「及び出生の
年月日」と、出生の年月日及び住
所」に改める。

10 第三十三條中「所在」を「住所」に
改める。

11 地又は「」を削る。

12 第二十九條第三号及び第四号中
「所在」を「住所」に改める。

13 第三十條第二項又は、第七條
改正する。

14 第六條を次のように改める。

15 第六條 刪除

16 第二十一條中第一條乃至前條
を「第一條乃至第五條又は第七條
乃至前條」に改める。

17 第二十七條中「第五條乃至第二
十一條を第五條、第七條乃至第
二十一條」に改める。

18 第一條第一項中「寄留事務」を「住
民登録事務」と「寄留事務」を「住
民登録事務」に改め、同條第三項中
「寄留事務」を「住民登録事務」に改
め、同條第三項中「寄留事務」を「住
民登録事務」に改め、同條

同項第二号の次に次の二号を加え
る。

3 住民登録に関する事項

4 第十三條の二第二項中「第一号
乃至第七号」を「第一号乃至第八
号」に改める。

第五項中「及び若留手続令(大正三年勅令第三百二十号)」削除。

十五年法律第三百六十号)」削除。

十九年法律第三百六十号)」削除。

スル場合ニ於テハ分割後抵当権

ノ消滅スル工場財團ヲ表示シ且

第四十二條ノ二第三項ノ規定ニ

依ル抵当権者ノ承諾アリタルコ

トヨ證スル書面ヲ添附スベシ

乙工場財團ノ登記用紙中表示欄

ニヘ合併ニ因リテ甲工場財團ノ

登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ

乙工場財團ノ表示及其ノ番号ヲ

朱抹シ其ノ登記用紙ヲ閣鎖スベ

シ

乙工場財團ノ登記用紙中申込事

項欄ニ乙工場財團ノ登記用紙ヨ

リ所有權ニ閣スル登記ヲ移シ其

ノ登記ガ乙工場財團タリシ部分

ノミニ閣スル旨、申請書裏付

シ

乙工場財團ノ登記用紙ヲ記載シ登記用紙ニ閣スル旨記載シ登記

前項ノ場合ニ於テハ甲工場財團ノ

ノ目録中乙工場財團ニ屬スベキ

工場ノ目録ヲ分離シテ之ヲ乙工

場財團ト為スベシ

前項ノ場合ニ於テハ甲工場財團ノ

ノ目録中乙工場財團ニ屬スベキ

工場ノ目録ヲ分離シテ之ヲ乙工

場財團ト為スベシ

前項ノ場合ニ於テハ甲工場財團ノ

ノ目録中乙工場財團ニ屬スベキ

工場ノ目録ヲ分離シテ之ヲ乙工

場財團ト為スベシ

前項ノ場合ニ於テハ甲工場財團ノ

ノ目録中乙工場財團ニ屬スベキ

工場ノ目録ヲ分離シテ之ヲ乙工

場財團ト為スベシ

前項ノ場合ニ於テハ甲工場財團

ノ目録及乙工場財團ノ目録ヲ合

併後ノ工場財團ノ目録下為スベ

シ

第二十二條第三項ノ規定ハ第一

項ノ目録ニ付設定シタル一箇

第四十二條の次に次の六條を加

え。

第二十二條ノ二 工場ノ所有者ハ

數箇ノ工場ニ付設定シタル一箇

ノ工場財團ヲ分割シテ數箇ノ工

場財團ト為スコトヲ得

シ

第二十二條ノ三 工場ノ所有者ハ

數箇ノ工場財團ヲ合併シテ一箇

ノ工場財團ト為スコトヲ得

シ

第二十二條ノ四 工場財團ノ登記

用紙ニ所有權及抵當權ノ登記以

外ノ登記アルトキ又ハ合併シ

トスル數箇ノ工場財團ノ内二箇

以上ノ工場財團ニ付設定シテ

抵當アルトキハ此ノ限ニ在ラ

ズ

第二十二條ノ五 前條ノ登記ノ中

工場財團ヲ合併シタルトキハ

當權ハ合併後ノ工場財團ノ全部

ニ及ブ

第二十二條ノ六 前條ノ登記ノ中

工場財團ヲ合併シタルトキハ

當權ハ合併後ノ工場財團ノ全部

ニ及ブ

第二十二條ノ七 甲工場財團ト乙

工場財團ヲ合併シタルトキハ

第四十九條 工場ノ所有者ガ譲渡又ハ買入ノ目的ヲ以テ本法ノ規定ニ依リテ抵当権ノ目的タル動産ヲ第三者ニ引渡シタルトキハ一年以下ノ権利又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス。

法人ノ代表者又ハ法人若ハ大人ノ代理人使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ大人ノ業務又ハ財産ニ関シ前項ノ違反行為ヲ犯シタルトキハ行為者ヲ罰フルノ外其ノ法人又ハ大人ニ対シ同項ノ罰金刑ヲ科ス。

第五十条 前條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ。

第二條 本業抵当法(明治三十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一條ノ二 抵当権ハ租借権ノ目的タルトキモ之ヲ企業財團ニ属セシムルコトヲ得

企业財團ニ属スル探査権ハ抵当権者ノ同意ヲ得テ之ヲ租借権ノ目的トスコトヲ得

附 则

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の工場抵当第十條の規定は、この法律の施行の際現に効力を有する工場財團の所有権保存の登記で、その工場財團につきまだ抵当権設定の登記がなされていないものについても適用する。

3 この法律の施行前に提出された

工場財團目録は、法務府令の定めるとこれにより、改訂する。前項の工場財團目録につき工場抵当法第三十九條第一項の規定により提出すべき目録については、その工場財團目録が前項の規定により改訂されるまでは、なま從前の例による。

4 前項の工場財團目録につき工場抵当法第三十九條第一項の規定により提出すべき目録については、その工場財團目録が前項の規定により改訂されるまでは、なま從前の例による。

5 この法律の施行前に所有権保存の登記の申請があつた工場財團の分割又は合併は、第三項の規定により工場財團の登記が改製され後でなければ、することができるない。

6 この法律の施行前に抵当権の消滅に因り既に消滅した工場財團の登記用紙の閉鎖については、なま従前の例による。

7 この法律による改正後の工場抵当法の規定により登記用紙を移送すべき登記所又は工場財團の分割受ける登記所が工場財團の登記をする登記所が不動産登記法等の一部を改訂する法律(昭和二十六年法律第百五十号)附則第二項の規定による工場財團登記簿の改設を完了しない登記所である登記における登記について必要な事項は、法務府令で定める。

前六項の規定は、鉄道財團及び工場抵当法及び鉄道抵当法の一部を改訂する法律案内閣提出日に關する報告書

工場財團の登記に、第二項から第六項までの規定は、港湾運送事業の届出書に準用する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の工場抵当第十條の規定は、この法律の施行の際現に効力を有する工場財團の所有権保存の登記で、その工場財團につきまだ抵当権設定の登記がなされていないものについても適用する。

3 この法律の施行前に提出された

工場財團目録は、法務府令の定めるとこれにより、改訂する。前項の工場財團目録につき工場抵当法第三十九條第一項の規定により提出すべき目録については、その工場財團目録が前項の規定により改訂されるまでは、なま從前の例による。

4 前項の工場財團目録につき工場抵当法第三十九條第一項の規定により提出すべき目録については、その工場財團目録が前項の規定により改訂されるまでは、なま從前の例による。

5 この法律の施行前に所有権保存の登記の申請があつた工場財團の分割又は合併は、第三項の規定により工場財團の登記が改製され後でなければ、することができるない。

6 この法律の施行前に抵当権の消滅に因り既に消滅した工場財團の登記用紙の閉鎖については、なま従前の例による。

7 この法律による改正後の工場抵当法の規定により登記用紙を移送すべき登記所又は工場財團の分割受ける登記所が工場財團の登記をする登記所が不動産登記法等の一部を改訂する法律(昭和二十六年法律第百五十号)附則第二項の規定による工場財團登記簿の改設を完了しない登記所である登記における登記について必要な事項は、法務府令で定める。

前六項の規定は、鉄道財團及び工場抵当法及び鉄道抵当法の一部を改訂する法律案内閣提出日に關する報告書

工場財團の登記に、第二項から第六項までの規定は、港湾運送事業の届出書に準用する。

1 この法律による改正後の工場抵当第十條の規定は、この法律の施行の際現に効力を有する工場財團の所有権保存の登記で、その工場財團につきまだ抵当権設定の登記がなされていないものについても適用する。

2 この法律による改正後の工場抵当第十條の規定は、この法律の施行の際現に効力を有する工場財團の所有権保存の登記で、その工場財團につきまだ抵当権設定の登記がなされていないものについても適用する。

3 この法律の施行前に提出された

工場財團目録は、法務府令の定めるとこれにより、改訂する。前項の工場財團目録につき工場抵当法第三十九條第一項の規定により提出すべき目録については、その工場財團目録が前項の規定により改訂されるまでは、なま從前の例による。

4 前項の工場財團目録につき工場抵当法第三十九條第一項の規定により提出すべき目録については、その工場財團目録が前項の規定により改訂されるまでは、なま從前の例による。

5 この法律の施行前に所有権保存の登記の申請があつた工場財團の分割又は合併は、第三項の規定により工場財團の登記が改製され後でなければ、することができるない。

6 この法律の施行前に抵当権の消滅に因り既に消滅した工場財團の登記用紙の閉鎖については、なま従前の例による。

7 この法律による改正後の工場抵当法の規定により登記用紙を移送すべき登記所又は工場財團の分割受ける登記所が工場財團の登記をする登記所が不動産登記法等の一部を改訂する法律(昭和二十六年法律第百五十号)附則第二項の規定による工場財團登記簿の改設を完了しない登記所である登記における登記について必要な事項は、法務府令で定める。

前六項の規定は、鉄道財團及び工場抵当法及び鉄道抵当法の一部を改訂する法律案内閣提出日に關する報告書

工場財團の登記に、第二項から第六項までの規定は、港湾運送事業の届出書に準用する。

事態の発展は、まさしくわが党のこの指摘が正しかつたことを証明しております。

昨年九月、サンフランシスコ條約の調印、本年一月、日米行政協定の調印、三月の、米国のこの條約の批准、昨年一月以来、ダレス氏の来日は、実はこの既定コースの展開と対応のためのものであります。そして、これと並行し、そのためこそ昨年の六月に、本年七月一日までに施行されるものとしての住民登録法が押し通されたのであります。米国は、日本側が直接及び間接の侵略に対し、自國の防衛のために必ずから責任を負うことを期待するという、あの安保条約の前文は、明らかに日本に対する再軍備の要求であります。いわゆる間接侵略に対する警戒準備は、米国軍人の指揮のもとに、外國軍隊と交戦する義務を背負い込まれたものである。このこと定されているところであります。そして、諸君、その警戒準備は、いよいよ十八万の防衛隊として、公然おどり出さなければならなくなつてゐるのが今日の状態であります。また米国は、その駐留軍のための物資、需品、備品、役務及び労務の調達に関する範囲の権利、権力、権能を掌握いたしました。

諸君、わが国の経済的總力はあげて米國の下請軍事工場化され、わが国の徴兵されねばならないことは、今日あまりにも明らか過ぎる事実ではありますまい。サンフランシスコ條約が日米行政協定は、わが民族の歴史に一大汚点を残しました。これに反対して、これが正しかつたことを証明しております。

て、低賃金、低米価反対、戦争に使う税金反対、壳國吉田内閣打倒と、独立と和平を確立するため、壳國奴を除く民族解放民主連合政府の樹立などを

各種各様の国民的愛國運動の起きたことは、今や必然の情勢であります。これに対する吉田政府は、特別保安法の制定、労働関係法の改悪、特高警察の復活などを策し、恥知らずにも、

その実施法が、いかなる意圖を持つてあるかは明らかではありません。

最後に、地方自治体は、現在国家の委任事務のために、その事務量の七割以上を押しつけられ、地方行政事務並びに地方財政はまつたく破壊、崩壊の状態となつております。この施行によつて、七月一日から三日間に約四十五人の調査員を動員し、三百六十万円の臨時費を使つて、第一回の調査をやります。本案の委員長の報告は可決されました。本案を委員長の報告通り可決した上に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告通り可決いたしました。

次に日程第四につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決されました。本案を委員長の報告通り可決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告通り可決いたしました。

次に日程第五につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決されました。本案を委員長の報告通り可決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告通り可決いたしました。

次に日程第六につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決されました。本案を委員長の報告通り可決いたしました。

次に日程第七につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決されました。本案を委員長の報告通り可決いたしました。

次に日程第八につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決されました。本案を委員長の報告通り可決いたしました。

次に日程第九につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決されました。本案を委員長の報告通り可決いたしました。

次に日程第十につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決されました。本案を委員長の報告通り可決いたしました。

以上が、わが党が本法案に反対する理由の大略であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論

委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事今泉直雄君。

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

日本製鉄株式会社法廃止法の一

部を改正する法律案

日本製鉄株式会社法廃止法(昭和二十一年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「二年」を「三年」と、「四年」を「五年」に、附則第六項及び

おける審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

三九九

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

日本製鉄株式会社法廃止法の附則第五項ないし第七項に規定されてい

る期限を、いま一年延長するといふ

とであります。旧日本製鉄株式会社法の規定によりますと、日本製鉄株式会社は、いわゆる一般担保制度の適用に

より、社債の発行にあたつて、工場抵当による工場財團を組成する必要がなかつたのであります。しかしのがゆえに、同社の資産について、從来財團組成に必要な措置が講ぜられていないかつたため、日本製鉄株式会社法廃止法の制定にあたり、特に附則第五項ないし第七項を設けて、日本製鉄株式会社の第二会社たる八幡製鉄株式会社及び富士製鉄株式会社の二社に対し、二年間を限つて財團組成のため猶予期間を認め、一般担保による社債の発行を認めるとともに、且つ返り資金等の担保についても特例を設けたのであります。

これがしながら、官営八幡製鉄所以来の

長歴史と龐大な資産を有するため、財團組成の手続は予想以上の日時を要したのみならず、同法制定當時と比べて客觀情勢は一変し、わが国鉄鋼業の合理化は内外より強く要請されて参りましたので、これら二社の設立資本額も、日鐵法廃止法制定當時と比べて著しく増大したため、組成を必

要とする財團もおのずから大となつたのであります。以上の理由により、二箇年間の期限である本年八月四日までに所要の財團組成の完了がきわめて困難となりましたので、さらに一年を限つて延長しようといふのであります。

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

官報(号外)

本法律案は、二月二十一日通商産業委員会に付託され、同月二十九日、政府より提案理由の説明を聽取いたしました。本案に関する質疑は、三月十一日と十三日の両日にわたり、きわめて熱心に行われましたが、その詳細については会議録を御参照願います。なお、その間、工業に関する小委員会において、本法律案に關し二社の代表を参考人として意見を聽取いたしましたが、慎重に審議を行いました。

三月二十四日、今泉貢雄外十四名の提案者により、本案に対する修正案が提出されましたので、三月二十七日通商産業委員会において、修正案の提案理由を、提案者を代表して今泉貢雄より聽取いたしました。

修正案の要旨を簡単に申し上げます。

日本製鉄株式会社法修正法の附則第五項ないし第七項の期限を、二箇年に限り、さらに延長を認めようとするものであります。八幡製鉄株式会社及び富士製鉄株式会社の財團組成手続が予想以上に煩瑣であり、多くの日時を要しておりますまして、その進捗状況がはなはだしく遅れております。現在この二社が合理化のために必要とする資金需要額は非常に膨大な額に上つております。かつ現在のことく内外の経済状況の変化がはなはだしい際においては、一年間の延長では若干の不安があると思われる所以あります。しかして、この期限の延長は一殷債権者等を参考するおそれもありませんので、一般担保に関する猶予期間を、原案の二年と、それより一年延長するよりは、それより二年間延長する方が適当であるということがその理由であります。

修正案の説明を終り、討論を省略して、本法律案に対する修正案及び修正部分を除いた原案を括弧題として採決の結果、多数をもつて修正議決すべきものと決した次第であります。

右御報告申し上げます。

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決する賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案(内閣提出)

○福永議司署 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案(内閣提出)

5 内閣總理大臣は、公社の主たる事務所及び從たる事務所の所在地の登記所に、公社の解散の登記を行ふことができる。

6 登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、直ちにその登記をしなければならない。

7 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 特別調達戸設置法一部を次の

第三條第一項第四号を削除する。

連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案(内閣提出)

9 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「連合国軍人等住宅公社、」を削除する。

16 国庫納金等算定法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一項中「連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書する法律案

10 附則第六項の公社の解散の登記の登録税については、なお従前の例による。

11 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう改正する。

第五條第六号の六の二を削り、同條第六号の六の三を同條第六号の二とする。

12 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。

第三條第二号中「及び連合国軍人等住宅公社」を削る。

13 公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。

第一條中「連合国軍人等住宅公社」を削る。

14 公社の昭和二十六年度の決算について、なお従前の例による。

この場合において、公社の行うべき事務は、特別調達戸長官が行うものとする。

15 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七百七十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「連合国軍人等住宅公社、」を削る。

16 国庫納金等算定法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一項中「連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書する法律案

17 本案は、三月二十二日、本委員会に付託されて以来、慎重に審議いたしました。詳細は速記録に譲ることとした

18 次いで討論に入り、自由党を代表して瀬戸山委員より、それより本案に賛成の意見がありました。但し、昨年五月、連合軍總司令部の覚書により住宅が接収されて以来、当初の法律の存在意義

とその目的とは失われたのであるから、すみやかに本法の改廃を国会に諮るべきものであつた、それが現在まで

私、社会党井上委員の各委員から、独立を目的に設立された本団は、食糧増産が最緊要事であるので、これに対し開拓援助を強化する必要がある、また農業経営の実体から見て、政令に規定すべき高率補助適用の基準は五万円程度とすべきであるとの強い要望がございました。なお詳細は速記録に譲りたいと思います。

質疑を終りましたので、本日討論を省略、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、森林法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、去る第十回国会で制定されました森林法並びに国有林野法につきまして、今般の土地収用法の全文改正に伴い、この附法律中に準用したおりました関係規定を整備いたしました。

するとともに、森林法につきましては、実施後の中間にかんがみまして、田畠の選用を期するため、およそ左の四点について改正いたたそうとするものであります。

第一点は、森林区実施計画に基く伐採の許可の申請は年一回となつておますが、伐採木材積が森林区実施計画に定められた許容限度に達しない場合に限り、許容限度の範囲内で、都道府県知事は新たに伐採の許可ができることとしたこと。

第二点は、森林区実施計画の編成準備に時間の余裕を十分に與えまして、その精度の向上を期するため、森林区実施計画の公表の期日を一箇月、また森林区実施計画の決定の期日を二十五日それ以後下けることとしたまことにしたこと。

第三点は、保安林に関する問題で、立木の損傷につきましては、都道府県知事の許可を要することといたしました。なお詳細は速記録に譲りたいと思います。

質疑を終りましたので、本日討論を省略、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

木法案は、二月二十四日、本農林委員会に付託し相なり、翌二十五日、提案者を代表して私の提案理由の説明をいたしました。

次いで、昨年十六日質疑を行いましたところ、改正小林委員、社会党非上院議員、共産党竹村委員など、国有林拂下げ並びに部分植林及び非国有林野の設定期限に関する簡単な質問がございましたが、詳細は速記録について述べることといたしまして存します。

本日討論を省略、採決いたしましたところ、これまで全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

以上をもつて御報告を終ります。(拍手)

○議長(林謹治君) まず農林水産業施設災害復旧事業費國庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案、災害被災者に対する租税特別措置法等の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

○議長(林謹治君) 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林謹治君) 印金庫法の一部を改正する法律案

○議長(林謹治君) 資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林謹治君) 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林謹治君) 印金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林謹治君) 印紙税、酒税及び揮発油税に付する法律案(内閣提出)

○議長(林謹治君) 通行税法の一部を改正する法律案、佐藤重遠君外十七名提出

○議長(林謹治君) 通行税法の一部を改正する法律案、災害被災者に対する租税特別措置法等の一部を改正する法律案

○議長(林謹治君) 印紙税、酒税及び揮発油税に付する法律案、佐藤重遠君外十一名提出、印金庫法の一部を改正する法律案、災害被災者に対する租税特別措置法等の一部を改正する法律案

○議長(林謹治君) 印紙税、酒税及び揮発油税に付する法律案、佐藤重遠君外七名提出、印金庫法の一部を改正する法律案、右五案を一括議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進むられることを許します。

項目中「又は証券投資信託の受益証券」を、「證券投資信託の受益証券又は貸付金債権」に改め、「収益」の下に「若しくは利子」を加え、同條の次に次の二條を加え。

第一條の二 所得税法の施行地に

する事業の用に供するものであり、且つ、所得税法の施行地外において取得したものである旨を示して、その所得の支拂をなす者の備文付ける報酬にその氏名、国籍及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地並びに命令で定める事項の登載を受けた場合において、その登載を受けている期間に限り、これを適用する。

第四條第三項中「所得税法の施行における」を削り、「通常必要な金額が同法¹³に通常必要な金額として大蔵大臣の定める金額が所得税法¹⁴に改める。

第五條第一項中「(その年の総所得金額から所得税法第九條第二項、第九條の二、第十一條の三又は第十一條の四の規定により控除をなす場合においては、当該所得の收入金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額。以下同じ)」を削り、同條第四項第一号及び第二号中「技術に関する権利」の下に「若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの」を加える。

第五條の二第三項中「(その年の総所得金額から同法第九條第二項、第九條の二、第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合は、当該所得の金額を控除すべき金額を控除した金額)」を削る。

する事業の用に供するものであ
り、且つ、所得税法の施行地外
において取得したものである旨
を示して、その所得の支拂をな
す者の備文付ける報酬にその氏
名、国籍及び住所又は名称及び
主たる事務所の所在地並びに命
令で定める事項の登載を受けた
場合において、その登載を受け
ている期間に限り、これを適用
する。

第五條の十三の次に次の一條を加え
る。

第五條一項及び前條二項並びに第二項の規定の適用に關し必ず
要な事項は、命令でこれを定め
る。

第五條の十三の次に次の一條を
加える。

第五條の十四 法人が、その有す
る資産再評価法第三條第九号に
規定する貯蓄指定期設につきそ
の指定の解除を受け、当該資產
に就て、新たに報酬額を附
した場合において、その新たに
附した報酬額(以下新報酬
額といふ)の合計額がその新た
に報酬額を附した日から事業
年度の所得金額に等しい若し
くもそれより多く又は当該新
報酬額の合計額が当該法人の同項
に規定する事業年度の所得金額
に等しい又はこれをこえる場
合においては、法人税法第二十
六條の三の規定は、これを適用
しない。

第二項の規定の適用を受ける
法人に係る同項に規定する新報
酬額の合計額が、同項に規定
する事業年度の所得金額から當
法人税法第二十六條第二項若し
くは第三項又は第二十六條の二
第一項に規定する法人税額(當
該新報酬額の合計額が当該所
得金額から当該新報酬額の合
計額を控除した金額の三割に相当
する金額をこえるときは、当該法
人が納付すべき当該事業年度の
法人税法第二十六條第二項若し
くは第三項又は第二十六條の二
第一項に規定する法人税額(當
該新報酬額の合計額が当該所
得金額から当該新報酬額の合
計額を控除した金額の三割に相当
する金額をこえるときは、当
該新報酬額の合計額が当該所
得金額から当該新報酬額の合
計額を控除した金額の三分の一に
相当する金額とする。

第二項の規定の適用を受けた
法人が同項に規定する事業
年度終了の日から十四箇月を経過し
た日の前日、当該税額の三分の
一に相当する税額については当
該事業年度終了の日から十四箇
月を経過した日の前日、残余の
税額については当該事業年度終
了の日から二十箇月を経過した
日の前日とする。

前項の規定の適用を受けた法
人に係る同項に規定する新報
酬額の合計額が当該法人の同項
に規定する事業年度の所得金額
に等しい又はこれをこえる場
合においては、法人税法第二十
六條の三の規定は、これを適用
しない。

第二項の規定の適用を受ける
法人に係る同項に規定する新報
酬額の合計額が、同項に規定
する事業年度の所得金額から當
法人税法第二十六條第二項若し
くは第三項又は第二十六條の二
第一項に規定する法人税額(當
該新報酬額の合計額が当該所
得金額から当該新報酬額の合
計額を控除した金額の三割に相当
する金額をこえるときは、当
該新報酬額の合計額が当該所
得金額から当該新報酬額の合
計額を控除した金額の三分の一に
相当する金額とする。

第二項の規定の適用を受けた
法人が同項に規定する事業
年度終了の日から十四箇月を経過し
た日の前日、当該税額の三分の
一に相当する税額については当
該事業年度終了の日から十四箇
月を経過した日の前日、残余の
税額については当該事業年度終
了の日から二十箇月を経過した
日の前日とする。

前項の規定の適用を受けた法
人に係る同項に規定する新報
酬額の合計額が当該法人の同項
に規定する事業年度の所得金額
に等しい又はこれをこえる場
合においては、法人税法第二十
六條の三の規定は、これを適用
しない。

第二項の規定の適用を受けた
法人に係る同項に規定する新報
酬額の合計額が、同項に規定
する事業年度の所得金額から當
法人税法第二十六條第二項若し
くは第三項又は第二十六條の二
第一項に規定する法人税額(當
該新報酬額の合計額が当該所
得金額から当該新報酬額の合
計額を控除した金額の三割に相当
する金額をこえるときは、当
該新報酬額の合計額が当該所
得金額から当該新報酬額の合
計額を控除した金額の三分の一に
相当する金額とする。

第二項の規定の適用を受けた
法人が同項に規定する事業
年度終了の日から十四箇月を経過し
た日の前日、当該税額の三分の
一に相当する税額については当
該事業年度終了の日から十四箇
月を経過した日の前日、残余の
税額については当該事業年度終
了の日から二十箇月を経過した
日の前日とする。

前項の規定の適用を受けた法
人に係る同項に規定する新報
酬額の合計額が当該法人の同項
に規定する事業年度の所得金額
に等しい又はこれをこえる場
合においては、法人税法第二十
六條の三の規定は、これを適用
しない。

第二項の規定の適用を受けた
法人に係る同項に規定する新報
酬額の合計額が、同項に規定
する事業年度の所得金額から當
法人税法第二十六條第二項若し
くは第三項又は第二十六條の二
第一項に規定する法人税額(當
該新報酬額の合計額が当該所
得金額から当該新報酬額の合
計額を控除した金額の三割に相当
する金額をこえるときは、当
該新報酬額の合計額が当該所
得金額から当該新報酬額の合
計額を控除した金額の三分の一に
相当する金額とする。

第二項の規定の適用を受けた
法人が同項に規定する事業
年度終了の日から十四箇月を経過し
た日の前日、当該税額の三分の
一に相当する税額については当
該事業年度終了の日から十四箇
月を経過した日の前日、残余の
税額については当該事業年度終
了の日から二十箇月を経過した
日の前日とする。

前項の規定の適用を受けた法
人に係る同項に規定する新報
酬額の合計額が当該法人の同項
に規定する事業年度の所得金額
に等しい又はこれをこえる場
合においては、法人税法第二十
六條の三の規定は、これを適用
しない。

第二項の規定の適用を受けた
法人に係る同項に規定する新報
酬額の合計額が、同項に規定
する事業年度の所得金額から當
法人税法第二十六條第二項若し
くは第三項又は第二十六條の二
第一項に規定する法人税額(當
該新報酬額の合計額が当該所
得金額から当該新報酬額の合
計額を控除した金額の三割に相当
する金額をこえるときは、当
該新報酬額の合計額が当該所
得金額から当該新報酬額の合
計額を控除した金額の三分の一に
相当する金額とする。

第二項の規定の適用を受けた
法人が同項に規定する事業
年度終了の日から十四箇月を経過し
た日の前日、当該税額の三分の
一に相当する税額については当
該事業年度終了の日から十四箇
月を経過した日の前日、残余の
税額については当該事業年度終
了の日から二十箇月を経過した
日の前日とする。

前項の規定の適用を受けた法
人に係る同項に規定する新報
酬額の合計額が当該法人の同項
に規定する事業年度の所得金額
に等しい又はこれをこえる場
合においては、法人税法第二十
六條の三の規定は、これを適用
しない。

第二項の規定の適用を受けた
法人に係る同項に規定する新報
酬額の合計額が、同項に規定
する事業年度の所得金額から當
法人税法第二十六條第二項若し
くは第三項又は第二十六條の二
第一項に規定する法人税額(當
該新報酬額の合計額が当該所
得金額から当該新報酬額の合
計額を控除した金額の三割に相当
する金額をこえるときは、当
該新報酬額の合計額が当該所
得金額から当該新報酬額の合
計額を控除した金額の三分の一に
相当する金額とする。

第二項の規定の適用を受けた
法人が同項に規定する事業
年度終了の日から十四箇月を経過し
た日の前日、当該税額の三分の
一に相当する税額については当
該事業年度終了の日から十四箇
月を経過した日の前日、残余の
税額については当該事業年度終
了の日から二十箇月を経過した
日の前日とする。

前項の規定の適用を受けた法
人に係る同項に規定する新報
酬額の合計額が当該法人の同項
に規定する事業年度の所得金額
に等しい又はこれをこえる場
合においては、法人税法第二十
六條の三の規定は、これを適用
しない。

二十六條の三の規定にかかるう
ち、命令の定めるところによ
り、当該税額の三分の一に相当
する税額については当該事業年
度終了の日から十四箇月を経過し
た日の前日、当該税額の三分の
一に相当する税額については当
該事業年度終了の日から十四箇
月を経過した日の前日、残余の
税額については当該事業年度終
了の日から二十箇月を経過した
日の前日とする。

第一項の規定の適用を受けた
法人が同項に規定する事業
年度終了の日から十四箇月を経過し
た日の前日、当該税額の三分の
一に相当する税額については当
該事業年度終了の日から十四箇
月を経過した日の前日、残余の
税額については当該事業年度終
了の日から二十箇月を経過した
日の前日とする。

第一項の規定の適用を受けた
法人が同項に規定する事業
年度終了の日から十四箇月を経過し
た日の前日、当該税額の三分の
一に相当する税額については当
該事業年度終了の日から十四箇
月を経過した日の前日、残余の
税額については当該事業年度終
了の日から二十箇月を経過した
日の前日とする。

第一項の規定の適用を受けた
法人が同項に規定する事業
年度終了の日から十四箇月を経過し
た日の前日、当該税額の三分の
一に相当する税額については当
該事業年度終了の日から十四箇
月を経過した日の前日、残余の
税額については当該事業年度終
了の日から二十箇月を経過した
日の前日とする。

昭和二十一年三月二十七日

衆議院会議録第二千五百号 価格特別措置法等の一部を改正する法律案外四件

四〇四

た財産(以下耕作用取扱財産と

は「耕作用譲渡財産」と、「居住用取扱財産」とあるのは「耕作用譲渡財産」と読み替えるものと

る土地等の再評価に係る資産再評価法第四十七條第一項の規定による申告書にこれらの項の規定の適用を受ける旨の記載をなした場合に限り、これを適用する。

第十六條第一項中「第十四條第一項又は第二項の適用を受けるもの」、「当該収用、換地處分又は交換に係る前の土地又は土地の上に存する権利のうち當該補償金の額又は清算金の額に対応する部分」に改め、同條第二項中「交換の時後譲渡、相続、遺贈」を「交換の時後譲渡、遺贈(被相続人の相続に対する贈贈を除く。以下同じ。)」、「当該譲渡、相続」を「当該譲渡、相続」に改める。

第十七條中「又は地方公共團体に対する贈與若しくは」を「若しくは地方公共團体又は民法第三十四条の規定により設立された法人その他の公益を目的とする事業を營む法人で命令で定めるものに対する贈與又は」に改める。

第十八條を次のように改める。

第十八條 個人が、居住の用に供する家屋、当該家屋の存する土地又は当該土地の上に存する権利を譲渡し、当該譲渡の日前一年又は当該譲渡の日以後一年の間にその者の居住の用に供する家屋、当該家屋の存する土地又は当該土地の上に存する権利を取得し、その算得した財産(以下「下居住用取得財産」というが)を

の居住の用に供する家屋、当該家屋の存する土地又は当該土地の上に存する権利となつた場合(当該居住用取得財産が、当該期間内に、更に居住以外の用に供する家屋、当該家屋の存する土地又は当該土地の上に存する権利となつた場合を除く。)においては、所得稅法第九條第一項の規定の適用については、命令の定めるところにより、当該譲渡した財産(以下「居住用譲渡財産」という。)の譲渡に因る收入金額が当該居住用取得財産の取得額に該するときは、当該居住用譲渡財産についてはそのことによる金額は対応する部分についてのみ譲渡があつたものとみなされ、当該居住用譲渡財産の譲渡に因る收入金額が当該居住用取得財産の取得額以下であるときは、当該居住用譲渡財産の譲渡があつたものとみなす。

前項の規定の適用を受けた居住用譲渡財産に係る居住用取得財産につき、その取得の時後譲渡額又は、贈與があつた場合においては、当該居住用譲渡財産に因る所得稅法第二十七條の規定による修正申告又は真正の請求による修正申告又は真正の請求をすることができる。

前項に規定する場合に該当する場合において、同項の規定による修正申告がないときは、改めて耕作用取扱財産に規定する耕作用譲渡財産の譲渡があつたものとみなして、当該耕作用取扱財産の譲渡に因る收入金額が当該耕作用取扱財産の譲渡に因る譲渡額に該するときは、当該耕作用取扱財産の譲渡があつたものとみなして、当該耕作用取扱財産の譲渡に因る收入金額が当該耕作用取扱財産の譲渡に因る譲渡額に該するときは、当該耕作用取扱財産の譲渡があつたものとみなす。

前項の規定の適用を受けた居住用譲渡財産に係る居住用取得財産につき、その取得の時後譲渡額又は贈與があつた場合においては、当該居住用譲渡財産に因る所得稅法第九條第一項の規定による耕作用取扱財産に規定する耕作用譲渡財産の譲渡があつたものとみなして、当該耕作用取扱財産の譲渡に因る收入金額が当該耕作用取扱財産の譲渡に因る譲渡額に該するときは、当該耕作用取扱財産の譲渡があつたものとみなして、当該耕作用取扱財産の譲渡に因る收入金額が当該耕作用取扱財産の譲渡に因る譲渡額以下であるときは、当該耕作用取扱財産の譲渡があつたものとみなす。

前項の規定は、耕作用取扱財産に規定する耕作用譲渡財産の譲渡があつたものとみなして、当該耕作用取扱財産の譲渡に因る收入金額が当該耕作用取扱財産の譲渡に因る譲渡額に該するときは、当該耕作用取扱財産の譲渡があつたものとみなして、当該耕作用取扱財産の譲渡に因る收入金額が当該耕作用取扱財産の譲渡に因る譲渡額以下であるときは、当該耕作用取扱財産の譲渡があつたものとみなす。

前項の規定は、耕作用取扱財産に規定する耕作用譲渡財産の譲渡があつたものとみなして、当該耕作用取扱財産の譲渡に因る收入金額が当該耕作用取扱財産の譲渡に因る譲渡額に該するときは、当該耕作用取扱財産の譲渡があつたものとみなして、当該耕作用取扱財産の譲渡に因る收入金額が当該耕作用取扱財産の譲渡に因る譲渡額以下であるときは、当該耕作用取扱財産の譲渡があつたものとみなす。

前項の規定は、耕作用取扱財産に規定する耕作用譲渡財産の譲渡があつたものとみなして、当該耕作用取扱財産の譲渡に因る收入金額が当該耕作用取扱財産の譲渡に因る譲渡額に該するときは、当該耕作用取扱財産の譲渡があつたものとみなして、当該耕作用取扱財産の譲渡に因る收入金額が当該耕作用取扱財産の譲渡に因る譲渡額以下であるときは、当該耕作用取扱財産の譲渡があつたものとみなす。

第十九條 個人が、耕作用の供用に供する家屋、当該家屋の存する土地又は当該土地の上に存する権利を譲渡し、当該譲渡の日前一年又は当該譲渡の日以後一年の間にその者の居住の用に供する家屋、当該家屋の存する土地又は当該土地の上に存する権利を取得し、その算得した財産(以下「下居住用取得財産」という。)を

は「耕作用譲渡財産」と、「居住用取扱財産」と読み替えるものと

する。

第二十條 第十八條第一項及び前條第一項の場合において、これまでの項に規定する耕作用取扱財産と耕作用に規定する居住用譲渡財産との間で、当該居住用取扱財産が、当該財産が、当該期間内に、耕作用以外の用に供する家屋、当該家屋の存する土地又は当該土地の上に存する権利となつた場合(当該居住用取扱財産が、当該期間内に、更に居住以外の用に供する家屋、当該家屋の存する土地又は当該土地の上に存する権利となつた場合を除く。)においては、所得稅法第九條第一項の規定の適用については、命令の定めるところにより、当該譲渡した財産(以下「居住用譲渡財産」という。)の譲渡に因る收入金額が当該居住用取扱財産の取得額に該するときは、当該居住用譲渡財産についてはそのことによる金額は対応する部分についてのみ譲渡があつたものとみなされ、当該耕作用取扱財産の譲渡に因る收入金額が当該耕作用取扱財産の取得額以下であるときは、当該耕作用取扱財産の譲渡があつたものとみなす。

前項の規定は、耕作用取扱財産に規定する耕作用譲渡財産の譲渡があつたものとみなして、当該耕作用取扱財産の譲渡に因る收入金額が当該耕作用取扱財産の取得額に該するときは、当該耕作用取扱財産についてはそのことによる金額は対応する部分についてのみ譲渡があつたものとみなす。

前項の規定は、耕作用取扱財産に規定する耕作用譲渡財産の譲渡があつたものとみなして、当該耕作用取扱財産の譲渡に因る收入金額が当該耕作用取扱財産の取得額以下であるときは、当該耕作用取扱財産の譲渡があつたものとみなす。

前項の規定は、耕作用取扱財産に規定する耕作用譲渡財産の譲渡があつたものとみなして、当該耕作用取扱財産の譲渡に因る收入金額が当該耕作用取扱財産の取得額に該するときは、当該耕作用取扱財産についてはそのことによる金額は対応する部分についてのみ譲渡があつたものとみなす。

前項の規定は、耕作用取扱財産に規定する耕作用譲渡財産の譲渡があつたものとみなして、当該耕作用取扱財産の譲渡に因る收入金額が当該耕作用取扱財産の取得額以下であるときは、当該耕作用取扱財産の譲渡があつたものとみなす。

額を酒類製造者又は指定販売業者に課する。

第三十六條 命令の定めるところにより政府の承認を受けて、航

公機の燃料用に供する目的をもつて昭和二十八年三月三十一日までに製造場又は保税地域から引き取る揮発油（命令で定める規格を有するものに限る）については、揮発油税を免除する。

揮発油税第七條第三項の規定は、前項の揮発油で政府の指

定した期間内にその用途に供せられたことの証明のないものについて、これを適用する。

（酒税法の一部改正）

第三條 酒税法（昭和十五年法律第

三十五号）の一部を次のよう改

正する。

第十九條ノ二第一項前段中

「ニシテ臨時物資需給調整法ニ基
キ給付スル酒類（配給酒類ト称ス
以下同ジ）以外ノモノ」を削り、同

項後段を削る。

第三十四條ノ二第二号を次のよ

うに改める。

二 削除

第三十四條ノ二第三号中「配給

酒類以外ノ」を削る。

第三十五條ノ二第二項を削り、

同條第三項中「前項」を「前項」に改める。

第三十六條第二項中「若ハ第二

項」を削る。

第三十八條第四項を削り、同條第五項中「前項」を「前項」に改める。

第六十一條第一項第一号及び第一項第三項第二号中「第三十

六四條第一項第三号中「第三十

五條ノ二第二項若ハ第一項」を「第

三十五條ノ二第一項」に改める。

（酒税徵收法の一部改正）

第三條 国税徵收法（明治三十年法

律第二十一号）の一部を次のよう

に改正する。

第八條中「免除スルコトヲ得」を

下に「第七條第一項第三号乃至第

五号ノ規定ニ依リ徵收ヲ猶予シタ

ル場合又ハ第十二條ノ二第二

規定ニ依リ譲納廻分ノ執行ヲ

シタル場合ニ於テ納稅人ノ事業ノ

現況其ノ他ノ状況ニ依リ已ムヲ得

ザル車山アリト認メラルル場合亦

同ジ」を加える。

（附 则）

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法第十六條から第十九條まで及び第二十條の規定は、昭和二十七年一月一日以後譲渡、贈与又は附與があつたものから、同法第二十一條第一項の規定は、昭和二十七年分の所得とし、同條第二項の規定は、昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度分の法人税から同法第二十二条の規定は、昭和二十七年一月一日以後相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産に係る相続税とし、同法第二十七条第一項の規定は、昭和二十七年一月一日以後相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産に係る相続税とし、同法第二十八条の規定は、この法律施行後は、配給酒類は、この法律施行後は、改正後の租税特別措置法第三十五條第一項に規定する特殊用途酒類の適用を受ける同項に規定する資産の再評価は、同項の規定にかかるわらず、当該国庫補助金の額とする。

3 改正前の租税特別措置法第十八條の規定は、この法律施行の際ま

でに信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む）が引き受けた証券

又は出資によって支拂を受ける利

益の配当又は剰余金の分配に因る

所得については、なおその効果を

有する。

4 漁業法の一部を改正する法律昭

和二十六年法律第三百九号）中小

型船舶底びき網漁業に係る部分の

施行の際スクランブルを備える船舶

により底びき網を使用して行う漁

業の用に供せられていた船舶で、

当該部分の施行に伴い漁業法（昭

和二十四年法律三百六十七号）

第六十六条の第二項の規定によ

るものの（これらの権利に附する使

用権を含む）の提供に関する契約

するところにより沈め、命令で定め

る國庫補助金の交付を受けたとき

は、当該船舶を資産再評価法第八

條第二項に規定する資産と、当該

船舶の沈められたことを当該船舶

の譲渡と、当該国庫補助金を当該

譲渡の対価とみなして、同法の規

定を適用する。この場合において、

当該資産について資産再評価

法第八條第二項本文の規定により

は賛贈（被相続人の相続人に対する贈贈に限る）がおつた場合にお

いては、適用しない。

5 改正前の租税特別措置法第十八

條の規定は、この法律施行の際ま

でに信託会社（信託業務を兼営する

銀行を含む）が引き受けた証券

又は出資によって支拂を受ける利

益の配当又は剰余金の分配に因る

所得については、なおその効果を

有する。

6 漁業法の一部を改正する法律昭

和二十六年法律第三百九号）中小

型船舶底びき網漁業に係る部分の

施行の際スクランブルを備える船舶

により底びき網を使用して行う漁

業の用に供せられていた船舶で、

るところにより沈め、命令で定め

る國庫補助金の交付を受けたとき

は、当該船舶を資産再評価法第八

條第二項に規定する資産と、当該

船舶の沈められたことを当該船舶

の譲渡と、当該国庫補助金を当該

譲渡の対価とみなして、同法の規

定を適用する。この場合において、

当該資産について資産再評価

法第八條第二項本文の規定により

は賛贈（被相続人の相続人に対する贈贈に限る）を割り、同項を

同條第五項とする。

7 所得税法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第一号）による改正前の租税特

別措置法」に改める。

8 酒類製造者又は酒類販売業者が

この法律施行に係る資産再評価法第

二十七條ノ二第一項に規定する酒類

配給酒類は、この法律施行後は、

改正後の租税特別措置法第三十五

條第一項に規定する特殊用途酒類

とみなす。

9 連合国財産の返還等に関する政

策（昭和二十六年政令第六号）の一

部ノ二のよう改正する。

10 企業合理化促進法（昭和二十七

年法律第一号）の一部を次のよ

あわせて納付する利子税額については、附則第二項の規定にかかわらず、改正前の法第六十一条第四項又は第五項の規定により指定された納期において納付すべき再評価額を基礎として、当該再評価額を基準とした、改訂前後の法第六十一条第四項又は第五項に規定する納期限（当該納期限前に納付があつた場合は、当該納付の日）までの日数に応じて当該税額百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額（当該納期限後に納付があつた場合は、当該納期限の翌日から当該再評価額を納付するまでの日数に応じ、当該税額百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額を加算した金額）に相当する利子税額とする。

日本國有鉄道ノ第八條ノ規定ニ生
リ徵收スル通行稅ノ納付方法ニ付テ
ハ當分ノ間同條本文ノ規定ニ拘ラズ
命令ヲ以テ之ガ特例ヲ定ムルコトヲ
得俱シ其ノ納付期限ハ其ノ徵收シタ
ル月ノ翌々月ヲ超ユルコトヲ得ズ
附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 改正後の通行稅法附則第六項の規定は、昭和二十七年三月一日以後徴収して納付すべき通行稅ならず適用する。

通行稅法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

・ 徵收猶予等に関する法律の減免、
改正する法律案

・ 災害被災者に対する租稅の減免、
免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律
・ 災害被災者に対する租稅の減免、
徴收猶予等に関する法律(昭和二十一年法律百七十五号)の一部を改正する法律
のうちに改正する。
第一條中及び申請(審査の請求を含む。以下同じ。)を「申請及び請求」に改める。
第二條第一項中「總所得金額が三十万円」と所得稅法第九條第一項に規定する總所得金額及び同第五条に規定する退職所得につき同号の規定により計算した金額の合計額(以下合計所得金額といふ)が八十五万円以上

得金額が二十五万円以下に「総所得金額が十五万円」となるとき、該所得税額の十分の五を「合計所得金額が五十万円以下であるとき、該所得税額の十分の五」に改め、同法第二項中「総所得金額」「合計所得金額」に改め、「又は第三條を次のよう改める。
第三條 所得税法第二十一條第一項に規定する七月予定申告書を提出した者（同法第二十一條の二）第二項の規定により申告書の提出がつたものとみなされた者を含むがその年の七月一日以後の日に害に囚り被害を受け、当該災害があつた日においてその年分の合計所得金額の見積額を計算した場合において前條第一項の規定の適用を受けることができることとなり且つその計算した合計所得額の見積額又は該見積額を基とし、同項の規定を適用して計算された予定納税額が当該申告書に記載された合計所得金額又は予定納税額（同法第二十一條の二第十条の規定による知識を受けた所得額を見積額を基礎として計算し予定納税額を含む）に比し減少したこととなつたときは、そのときは、同法第二十三條第二項の規定にかわらず、命令の定めるところにより、当該災害のあつた日から二箇月以内に同項の規定によると合計所得金額の見積額又は予定納税額の更正の請求をなすことがきる。

所徴税法第九條第一項第五款
規定する給與所得の支拂を受ける
同法第二條第一項に規定す
で、災害に因り住宅及び家財に
て甚大な被害を受け、且つ、災
害のあつた日においてその年の
合計金額の見積額を計算
した場合において、当該見積額が五
万円以下であるものに対しては、
政府は、命令の定めるところに
り、当該災害のあつた日以後
の年分の給與所得につき所得稅
第二十八條第一項の規定によ
り、当該災害のあつた日の前月
から該災害のあつた日の前月
までの間に於いて受けた給與所得
につき同項の規定により徵收され
る額を還付することができる。
前項の規定により給與所得に由
き所得税法第三十九條第一項の
定による徵收を猶予され、又は
與所得につき同項の規定によ
り徵收された額の還付を受けた
は、その給與所得を受けた年
同法第二十六條第一項、第二十
條の二第一項又は第二十九條
項若しくは第二項の規定によ
り、告書を提出しなければならない
この場合において、所徴税法第
十六條第二項の規定は、これを
用しない。

第八條中「及び申請」を「申請
び請求」に改めらる。

第十條中「第二條、第四條」を「
二條から第四條まで」に改めらる。

この法律は、昭和三十七年四月
日から施行し、第二條の改正期
間から

十條ノ十四においてこれらの規定を適用する場合を含む。並びに非証券手続法(明治三十一年法律第十四号)第百八十九條第六号の規定の適用については、これらの規定にいう銀行とみなす。

第六十一條中(明治三十一年法律第十四号)を削る。

第九十二條第十四号中「第五十三條第二項」を「第五十三條第三項」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
〔最終号の附録に掲載〕

○小山長規君等
したま議題となりました租税特別措置法等の一部を改正する法律案外四法案につきまして、大蔵委員会の経過と結果について御報告申し上げます。

まず第一に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案は、租税特別措置法等を改め、酒税法及び國稅徵收法の各部を改めようとするものであります。今後この内容は、本年一月一日から五年間に新築された住宅であつて、賃貸または従業員の用に供するものについては減価償却を増加し及び四月一日以後取扱いを改め、課税所得税を課さないのみならず、再評価税を課さないことをいたすのであります。第三は、資産を公益目的に譲渡する場合には譲渡所得税を減免することになります。第三は、資産を公益目的に譲渡する場合には譲渡所得税を減免することになります。

○佐藤重遠君外十七名提出
〔最終号の附録に掲載〕

○小山長規君等
たま議題となりました租税特別措置法等の一部を改正する法律案外四法案につきまして、大蔵委員会の経過と結果について御報告申し上げます。

まず第一に、租税特別措置法等の一部を改め、酒税法及び國稅徵收法の各部を改めようとするものであります。今後この内容は、本年一月一日から五年間に新築された住宅であつて、賃貸または従業員の用に供するものについては減価償却を増加し及び四月一日以後取扱いを改め、課税所得税を課さないのみならず、再評価税を課さないことをいたすのであります。第三は、資産を公益目的に譲渡する場合には譲渡所得税を減免することになります。

この法律は、公布の日から施行する。
〔最終号の附録に掲載〕

○小山長規君等
たま議題となりました租税特別措置法等の一部を改正する法律案外四法案につきまして、大蔵委員会の経過と結果について御報告申し上げます。

まず第一に、租税特別措置法等の一部を改め、酒税法及び國稅徵收法の各部を改めようとするものであります。今後この内容は、本年一月一日から五年間に新築された住宅であつて、賃貸または従業員の用に供するものについては減価償却を増加し及び四月一日以後取扱いを改め、課税所得税を課さないのみならず、再評価税を課さないことをいたすのであります。第三は、資産を公益目的に譲渡する場合には譲渡所得税を減免することになります。

○小山長規君等
たま議題となりました租税特別措置法等の一部を改め、酒税法及び國稅徵收法の各部を改めようとするものであります。今後この内容は、本年一月一日から五年間に新築された住宅であつて、賃貸または従業員の用に供するものについては減価償却を増加し及び四月一日以後取扱いを改め、課税所得税を課さないのみならず、再評価税を課さないことをいたすのであります。第三は、資産を公益目的に譲渡する場合には譲渡所得税を減免することになります。

○小山長規君等
たま議題となりました租税特別措置法等の一部を改め、酒税法及び國稅徵收法の各部を改めようとするものであります。今後この内容は、本年一月一日から五年間に新築された住宅であつて、賃貸または従業員の用に供するものについては減価償却を増加し及び四月一日以後取扱いを改め、課税所得税を課さないのみならず、再評価税を課さないことをいたすのであります。第三は、資産を公益目的に譲渡する場合には譲渡所得税を減免することになります。

○小山長規君等
たま議題となりました租税特別措置法等の一部を改め、酒税法及び國稅徵收法の各部を改めようとするものであります。今後この内容は、本年一月一日から五年間に新築された住宅であつて、賃貸または従業員の用に供するものについては減価償却を増加し及び四月一日以後取扱いを改め、課税所得税を課さないのみならず、再評価税を課さないことをいたすのであります。第三は、資産を公益目的に譲渡する場合には譲渡所得税を減免することになります。

○小山長規君等
たま議題となりました租税特別措置法等の一部を改め、酒税法及び國稅徵收法の各部を改めようとするものであります。今後この内容は、本年一月一日から五年間に新築された住宅であつて、賃貸または従業員の用に供するものについては減価償却を増加し及び四月一日以後取扱いを改め、課税所得税を課さないのみならず、再評価税を課さないことをいたすのであります。第三は、資産を公益目的に譲渡する場合には譲渡所得税を減免することになります。

○小山長規君等
たま議題となりました租税特別措置法等の一部を改め、酒税法及び國稅徵收法の各部を改めようとするものであります。今後この内容は、本年一月一日から五年間に新築された住宅であつて、賃貸または従業員の用に供するものについては減価償却を増加し及び四月一日以後取扱いを改め、課税所得税を課さないのみならず、再評価税を課さないことをいたすのであります。第三は、資産を公益目的に譲渡する場合には譲渡所得税を減免することになります。

○小山長規君等
たま議題となりました租税特別措置法等の一部を改め、酒税法及び國稅徵收法の各部を改めようとするものであります。今後この内容は、本年一月一日から五年間に新築された住宅であつて、賃貸または従業員の用に供するものについては減価償却を増加し及び四月一日以後取扱いを改め、課税所得税を課さないのみならず、再評価税を課さないことをいたすのであります。第三は、資産を公益目的に譲渡する場合には譲渡所得税を減免することになります。

二 鑑定人に対し、出頭を求める

て、鑑定をさせること。

三 検定に係る事件に關係のある書類その他の資料の所有者又は占有者に対し、当該資料の提出を求めること。

(鑑定の再審査)

第十三條 委員会は、国際法に従い、検定の再審査の審理を行い、検定が国際法に違反しないと認めるときは検定の取消の決定をし、検定が国際法に違反しないと認めるときは検定の容認の決定をしなければならない。

(決定書)

第十四條 前條の決定は、決定書の作成によつて行う。

2 決定書には、決定の理由を記載しなければならない。

3 決定書には、少數意見を附記することができる。

4 決定書には、委員長及び当該會議に出席した委員が署名押印しなければならない。

5 決定書には、少數意見を附記する。

6 決定書には、委員長及び当該會議に出席した委員が署名押印しなければならない。

7 決定書には、少數意見を附記する。

8 決定書には、委員長及び当該會議に出席した委員が署名押印しなければならない。

9 決定書には、少數意見を附記する。

10 決定書には、少數意見を附記する。

11 決定書には、少數意見を附記する。

12 決定書には、少數意見を附記する。

13 決定書には、少數意見を附記する。

14 決定書には、少數意見を附記する。

15 決定書には、少數意見を附記する。

16 決定書には、少數意見を附記する。

17 決定書には、少數意見を附記する。

18 決定書には、少數意見を附記する。

19 決定書には、少數意見を附記する。

20 決定書には、少數意見を附記する。

(連合国財産補償法の規定の鑑定)
 第十七條 前條の規定により所有権の回復があつた物件について戦争の結果生じた損害に対する補償についての連合国財産補償法(昭和二十六年法律第二百六十四号)の適用については、同法第十五條第一項中「その國と日本國との間の平和條約の効力発生後十八月以内」とあるのは、「捕獲審査所の検定の再審査に關する法律第十六條の規定により所有権の回復があつた物件についての戦争の結果生じた損害に対する補償については、同法第十五條の決定書の告示の日から十八月以内」と読み替える。

(第四章 諸則)
 第四章 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。第八條 第一項の規定による
 一 第十二條第一号の規定による
 委員会の要求があつた場合において、出頭して、その意見陳述せず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 二 第十二條第二号の規定による
 委員会の要求があつた場合において、出頭して、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者
 三 第十二條第三号の規定による
 委員会の要求があつた場合において、出頭して、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者
 附 則
 (施行期日)
 1 この法律は、日本國との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

(存続期間)
 2 この法律(第十七條の規定を除く)は、この法律施行後三年を経過した日にその効力を失う。但し、その日において、その日まで行われた連合國の要請に係る検定の再審査であつて、第五條の決定書の告示が行われていないものがある場合には、その決定書の告示が行われる日までなお効力を有するものとする。
 (他の法律の改正)
 3 漢語省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
 (第五十一条)を(第五十二条)と改め。(第五十三条)を(第五十四条)と改め。

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。
 昭和二十七年三月二十七日
 参議院議長 佐藤 尚武
 参議院議長林謙治郎
 捕獲審査所の検定の再審査に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
 [最終号の附録に掲載]
 ○岡村利右衛門君登壇
 岡村利右衛門君 大胆な議論となりました捕獲審査所の検定の再審査に関する法律案について、誰もが御報告申上げます。まず第一点は、捕獲審査委員会を組織される捕獲審査再審査委員会を、船員労働委員会及び捕獲審査再審査委員会と改める。第三章中「第一節 船員労働委員会」及び「捕獲審査再審査委員会」に改める。

第五十六条中「船員労働委員会」を「船員労働委員会及び捕獲審査再審査委員会」に改める。

第五十七条の次に次の一條を加える。

(捕獲審査再審査委員会)
 第五十七条の二 捕獲審査再審査委員会の組織、所掌事務及び権限は、捕獲審査所の検定の再審査に關する法律案外一件

な質疑応答がとりかわされました。その内容は会議録に記ることといたしました。

次に、討論を省略し、ただちに採決したところ、起立多数をもつて政府原案通り可決いたしました。

次に海外からの日本国民の集団的引揚輸送のためにする航海命令に関する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本法案の趣旨並びに内容を御説明いたします。從来、海外からの歸還輸送は船舶管理委員会が行つて参りましたが、同委員会は本年三月末日に解散の予定であります。今後歸還輸送一般の船舶事業者の協力にまたねばなりません。よつて、政府は、大蔵商船株式会社と契約を結び、同社の高砂丸を持機せしめて航海に当らせる方針であります。しかし、この他の事情により、船舶に不足を生ずることもあり得ないことがあります。この場合はさらに船舶を求めるけれども、万一の場合として予想されますので、かかる場合に備えて運輸大臣が船舶運航事業者に対し、強制命令をもつて必要な船舶を就航せしめるよういたしまして、帰還輸送の万全を期そうとするのが、この法案の目的であります。なおこの強制命令に對しましては完全な補償を行ひ、船舶運航事業がいさかかん經濟的損失をこうむらないよう規定しております。本法案は、三月二十六日、本委員会に付託され、翌二十七日、政府より提

案理由の説明を聽取し、質疑に入り、

政府委員と委員との間に熱心なる質疑がとりかわされました。内容は会議録に記ることにいたします。

次に、討論を省略し、ただちに採決の結果、本案は政府原案通り起立多数をもつて可決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○謹長(林謹治君) 討論の通告があり

ます。これを許します。江崎一治君。

○江崎一治君登壇

私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま上程されました、海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律案に対しまして、本案の実のねらいが

いかにあらかじめ明確にして、反対するものであります。

だれでも、日本人である以上、一日千秋の思いで祖国に帰ることを待つて、國民の目をあさむいて提案され

るが、この戦争のために、假面をかぶつた、かかる法案に対しましては、断固として反対するものであります。(拍手)

○謹長(林謹治君) これにて討論は終局いたしました。

両案を括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案も委員長の報告の通り決まります。両案を委員長の報告の通り決まります。両案を委員長の報告の通り決まります。

一、昨二十六日の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

日本輸出銀行法の一部を改正する法律

一、昨二十六日林謹長は吉田内閣總理大臣申出の、次の者が政府委員に任命することを承認した。

日本輸出銀行法の一部を改正する法律

一、昨二十六日吉田内閣總理大臣申出の、次の者が政府委員に任命することを承認した。

日本輸出銀行法の一部を改正する法律

一、昨二十六日吉田内閣總理大臣申出の、次の者が政府委員に任命することを承認した。

日本輸出銀行法の一部を改正する法律

一、昨二十六日吉田内閣總理大臣申出の、次の者が政府委員に任命することを承認した。

日本輸出銀行法の一部を改正する法律

一、吉田内閣總理大臣から林謹長宛、

日本輸出銀行法の一部を改正する法律

一、吉田内閣總理大臣から林謹長宛、

日本輸出銀行法の一部を改正する法律

電気通信委員 庄司 二郎君	急傾斜地帶農業振興臨時措置法案 (坂本實君外四十六名提出) 案法第二 二号
労働委員 三木 武夫君	一、昨二十六日予備審査のため參議院 から送付された次の議案を受領した。 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律案 (内閣提出第一二六号)
経済安定委員 細田 培蔵君	二、昨二十六日予備審査のため内閣から 送付された次の議案を受領した。 海上からの日本国民の集団的引揚難 のため航海命令に関する法律案 (内閣提出第一二六号)
河野 金昇君	三、昨二十六日予備審査のため内閣から 送付された次の議案を受領した。 道路運送車両法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一八八号)
吉木 孝義君	四、昨二十六日予備審査のため内閣から 送付された次の議案を受領した。 特別調達法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一二四号)
中曾根 康弘君外七十四名提出	五、昨二十六日予備審査のため内閣から 送付された次の議案を受領した。 警察予備隊法の一部を改正する等の 法律案(内閣提出第一二四号)
井上良二君外九 名提出	六、昨二十六日予備審査のため内閣から 送付された次の議案を受領した。 最高裁判所の設立及び管轄区域に関する法律案 (内閣提出第一二〇号)
鈴木貢君外四十六名提出	七、昨二十六日内閣から提出し、議案 は次の通りである。 急傾斜地帶農業振興臨時措置法案 (坂本實君外四十六名提出)
井上良二君外九 名提出	八、昨二十六日内閣から提出し、議案 は次の通りである。 最高裁判所における民事上告事件の 審判の特例に関する法律の一部を改 正する法律案
長期信用銀行法案	九、昨二十六日内閣から提出し、議案 は次の通りである。 特別調達法の一部を改正する法律案
法律案	十、昨二十六日内閣から提出し、議案 は次の通りである。 地方公營企業法案
海外からの日本国民の集団的引揚難 法案	十一、昨二十六日内閣から提出し、議案 は次の通りである。 道路運送車両法の一部を改正する法律案
平和條約第十一條による刑の執行及 び赦免等に関する法律案	十二、昨二十六日内閣から提出し、議案 は次の通りである。 平和條約第十一條による刑の執行及 び赦免等に関する法律案(内閣提出第一 三号)
国民債券法案	十三、昨二十六日内閣から提出し、議案 は次の通りである。 长期信用銀行法案(内閣提出第一 二号)
地方財政平准交付金法の一部を改正 する法律案	十四、以上二件 法務委員会 付託 十五、以上三件 地方行政委員会 付託 十六、以上三件 内閣委員会 付託 十七、以上三件 法務委員会 付託 十八、以上三件 地方公營企業法案(内閣提出第一 五号)
地方財政法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一二三号)	十九、以上三件 地方行政委員会 付託 二十、以上三件 地方公營企業法案(内閣提出第一 五号)
最高裁判所における民事上告事件の 審判の特例に関する法律の一部を改 正する法律案	二十一、以上三件 地方行政委員会 付託 二十二、以上三件 地方公營企業法案(内閣提出第一 五号)
长期信用銀行法案	二十三、以上三件 地方行政委員会 付託 二十四、以上三件 地方公營企業法案(内閣提出第一 五号)
特別調達法の一部を改正する法律案	二十五、以上三件 地方行政委員会 付託 二十六、以上三件 地方公營企業法案(内閣提出第一 五号)
海外からの日本国民の集団的引揚難 法案	二十七、以上三件 地方行政委員会 付託 二十八、以上三件 地方公營企業法案(内閣提出第一 五号)
法務府設置法の一部を改正する法律案	二十九、以上三件 地方行政委員会 付託 三十、以上三件 地方公營企業法案(内閣提出第一 五号)
道路運送車両法の一部を改正する法律案	三十一、以上三件 地方行政委員会 付託 三十二、以上三件 地方公營企業法案(内閣提出第一 五号)
平和條約第十一條による刑の執行及 び赦免等に関する法律案	三十三、以上三件 地方行政委員会 付託 三十四、以上三件 地方公營企業法案(内閣提出第一 五号)
国民債券法案	三十五、以上三件 地方行政委員会 付託 三十六、以上三件 地方公營企業法案(内閣提出第一 五号)
地方財政平准交付金法の一部を改正 する法律案	三十七、以上三件 地方行政委員会 付託 三十八、以上三件 地方公營企業法案(内閣提出第一 五号)

昭和二十七年三月二十七日 業議院会議録第二十五号 議長の報告